

広島県告示第百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号	平成三十年広島県告示第百二十二号	
所在地	広島県広島市安芸区畑賀町地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	畑賀町三四八〇（三六八―一二）
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	畑賀町三四八〇（三六八―一二）
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	区域の名称	管ノ口（六二二七―一）
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	区域の名称	鹿ノ子垣内西（六一三六―一）
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	区域の名称	畑賀町一七四〇（六一七―五―三）
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊